横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第298号)

平成16年3月29日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に 基づく諮問について(答申)

平成14年8月20日市市情第5056号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「第 253 回横浜市情報公開・個人情報保護審査会の議事録について (平成 13 年度市市情第 3104 号)」の一部開示決定に対する異議申立て についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「第 253 回横浜市情報公開・個人情報保護審査会の議事録について(平成 13 年度市市情第 3104 号)」を一部開示とした決定のうち、産業廃棄物処理業関連文書に係る他都市の答申要旨を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「第253回横浜市情報公開・個人情報保護審査会の議事録について(平成13年度市市情第3104号)」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成14年5月23日付で行った一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、第253回横浜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「第253回審査会」という。)において実施した意見聴取の出席者である個人の氏名は、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

なお、対象行政文書に記録されている審査会委員の氏名については、すべて開示している。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

第253回審査会の審議において使用した資料のうち、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)における審議事項に係る部分を開示すると、不服申立てに関する事項を審議する審査会の会議内容を開示することになり、第三者的な立場での客観的かつ中立公正な判断が必要とされる審査会の適正な運営に支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書及び意見書において主張して いる本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示部分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 相模原市及び栃木県の公開実例に照らしても、「日本一の情報公開」を標榜する市 長のもとで、情報公開の強力な推進役となるべき審査会が、公開に消極的な姿勢を見 せることは大きな問題であるので、是非とも再考され、開示に踏み切るよう求める。
- (3) 個人情報に該当するとの点については、いかなる個人情報を指すか不明であるが、 少なくとも、審議会委員については個人情報に当たらないというべきであるし、非開 示理由も当たらない。

非開示としたのが、意見聴取の出席者である個人だけであるのならば、その点は争わない。

ただ、もし出席者が企業や公的機関の構成員の立場で出席したのであれば、プライバシーに関わることではないので、本号の適用は誤りである。

- (4) 諮問第284号について実施機関からの意見聴取を行っているが、その意見聴取記録 について触れられていない。意見聴取記録が存在しないとは思われないので、これに ついて開示決定すべきである。
- (5) 開示により、直ちに審議会の適正な運営に支障をきたすものではないので、非開示 理由も当たらない。
- (6) 審議に使用した資料のうち、審査会における審議事項に係る部分を開示すると、審 査会の会議内容を開示することになるので、支障が生ずるという。

しかし、黒塗りにより非開示とされているのは「産業廃棄物処理に係る他都市の答申要旨」であり、このようなものが上記の理由に当たるとは考え難く、これは開示すべきである。

(7) 「産業廃棄物処理に係る他都市の答申要旨」以外に、「第253回審査会の審議において使用した資料のうち審査会における審議事項に係る部分」が存在するはずであるが、そのすべてを非開示とするのは妥当ではない。この部分こそがまさに議事録の本体であり、会議次第や資料の開示では議事録を開示したことにはならない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成13年9月14日に開催された第253回審査会の会議議事録及び配付資料を、市民局内部で供覧した文書であって、起案用紙、起案本文、横浜

市情報公開・個人情報保護審査会第253回議事録(以下「第253回議事録」という。)、配付資料一覧及び配付資料(会議次第、第252回議事録案、産業廃棄物処理業関連文書に係る他都市の答申要旨(以下「本件他都市答申要旨」という。)、神奈川県情報公開審査会答申第66号、山梨県情報公開審査会答申、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、東京都公文書開示審査会答申第77号及び東京都公文書開示審査会答申第78号)で構成されている。

(2) 審査会の非公開について

審査会の会議は、非開示情報について審議するため、また、会議の公正・円滑な運営を確保するため、不服申立案件の審議をする場合は、条例第31条ただし書の規定により非公開としている。しかしながら、会議の非公開が、議事録及び配付資料の非開示に直ちに結び付くものではなく、議事録及び配付資料に記録された情報が非開示情報に該当するか、個別具体的に判断する必要がある。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

- ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。」については開示しないことができると規定している。
- イ 実施機関は、第253回議事録に記録された個人の氏名については、本号に該当するとして非開示としているが、当該情報は、平成13年9月14日開催の第253回審査会において行われた意見聴取に出席した者の氏名であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

なお、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

- ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」については開示しないことができると規定している。
- イ 実施機関は、配付資料のうち、本件他都市答申要旨を開示すると、不服申立てに 関する事項を審議する審査会の会議内容を開示することになり、第三者的な立場で

の客観的かつ中立公正な判断が必要とされる審査会の適正な運営に支障が生ずるお それがあるため、本号に該当し、非開示としたと主張しているので、以下、その妥 当性について検討する。

ウ 審査会は、行政上の不服申立てにおいて提起された法律上の論点等について端的に法的判断を示すことが要請されており、このような法的判断が、複数の委員の合議により公正になされるためには、自由かつ率直な意見の交換が必要不可欠である。このような性格を持つ審査会の議論の内容がわかる書類が公開されると、審査会の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかとなり、議論の

その結果、審査会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという審査会の事務に支障を及ぼすおそれがある。

変遷や個々の委員の意見・見解が公になることとなる。

このような審査会の審議は継続して行われているので、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかとなることは、審査会の他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。

- エ 審査会の配付資料は、審査会の審議を行う際に参考とするために作成されるものである。審査会として理解を深め、議論を尽くす必要があると思われる部分に関して、配付資料が作成されるため、審議案件によって配付資料の内容や量は異なっている。このように、配付資料は、一般的には、審査会の審議内容と密接に関係しているものであり、そのような配付資料が開示されると、審査会がどのような部分に関心を持っていたのかなどの審議過程が明らかとなるおそれがある。
- オ このような観点から、本件異議申立ての対象である本件他都市答申要旨に記載された情報について検討する。

本件他都市答申要旨は、産業廃棄物処理業関連文書に記載された取引先に関する情報の開示・非開示について判断した、他都市の情報公開審査会の答申の一部を抜粋したものである。本件他都市答申要旨に引用された答申の原文は、本件処分において既に開示されており、これらの答申を見れば、産業廃棄物処理業関連文書中の取引先に関する情報の開示・非開示の妥当性を審議するに当たり、審議資料として答申のどのような部分を抜粋するかは容易に推測できるものである。

したがって、本件他都市答申要旨を開示しても、審議内容が明らかになるとは言 えないため、審査会の運営に対する支障は認められず、本号には該当しない。

- (5) 事情聴取記録及び審議事項に係る記録の存在について
 - ア 申立人は、諮問第284号について、実施機関からの事情聴取が行われており、事情聴取記録が存在しないとは思われないので、これについて開示すべきであると主張している。また、申立人は、各委員の発言内容が詳細に記録された他都市の審査会議事録を添付した上で、開示された議事録以外に審議事項に係る記録が存在するはずだと主張している。
 - イ そこで、当審査会は、申立人が主張する事情聴取記録及び審議事項に係る記録の 有無について調査するため、平成16年2月19日に実施機関から事情聴取を行った。 実施機関の説明は、次のとおりであった。
 - (ア) 審査会が事情聴取を実施した場合、事情聴取記録は、審査会から特に指示があった場合を除き、作成していない。本件については、審査会より特に指示がなかったため、事情聴取記録を作成していない。
 - (イ) 事情聴取を実施したことについては、議事録に記録している。
 - (ウ) 議事録は、意見聴取の出席者である個人の氏名以外はすべて開示している。本件については、委員の発言内容の記録は作成していない。
 - ウ このような実施機関の説明に対し、当審査会としては、特段不合理な点を認める ことはできなかった。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち、産業廃棄物処理業関連文書に係る 他都市の答申要旨については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定 は妥当である。

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成 14 年 8 月 20 日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成 14 年 8 月 23 日 (第 276 回審査会)	・諮問の報告
平成 14 年 9 月 26 日	・異議申立人から意見書を受理
平成 15 年 3 月 13 日 (第 280 回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成 15 年 11 月 12 日 (第 23 回第二部会)	• 審議
平成 15 年 11 月 28 日 (第 24 回第二部会)	• 審議
平成 15 年 12 月 12 日 (第 25 回第二部会)	• 審議
平成 15 年 12 月 25 日 (第 26 回第二部会)	・ 審議
平成 16 年 1 月 30 日 (第 28 回第二部会)	・審議
平成 16 年 2 月 19 日 (第 29 回第二部会)	・実施機関から事情聴取・審議
平成 16 年 2 月 26 日 (第 30 回第二部会)	・審議
平成 16 年 3 月 12 日 (第 31 回第二部会)	・審議